

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◆ 告 示 漁業法に基く漁業監督吏員の任命
昭和二十八年年度稻指定害虫平常発生防除計画の設定
 - ◆ 字の区域及び名称の変更
 - ◆ 教委規則 青少年指導員設置規則
 - ◆ 公安告示 道路交通取締法による速度制限
 - ◆ 雑 報 町村合併に伴う管轄区域の変更について
- 右 同
出張所々在地の変更について

告 示

◆ 鳥取県告示第二百六十七号
漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条第一項の規定により、昭和二十八年六月一日次のとおり漁業監督吏員を任命した。

昭和二十八年六月十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

氏名	職名	勤務所	摘要
山本 宜夫	技術吏員	水産課	漁政係長
西谷 義夫	同	同	漁政係
山崎 廉三	同	同	同
兜金 幸男	同	同	同
豊嶋 一志	同	同	同
山本 勳	同	水産試験場	生産係

堀 光藏 同	水産課 隼丸船長
三澤 満 同	水産試験場 だいせん船長
早栗 操 同	同 水産試験場長
土肥 和一 同	同
大谷 義信 同	西部地方事務所 水産係員
橋井 眞實 同	中部地方事務所 同

◆鳥取県告示第二百六十九号
 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第二十四条の規定に基づき、昭和二十八年年度稲指定害虫平常発生防除計画を次のように定めた。

昭和二十八年六月十九日
 鳥取県知事職務代理者
 鳥取県副知事 鈴 木 武
 一 事業の対象となる作物
 稲

二 対象となる指定害虫の種類
 いね二化めい虫
 いねうんか類
 いねどろおいむし

防除区域	対象作物		防除計画面積	
	作付面積	二化めい虫類	うんかどろおいむし	計
鳥取病害虫防除所	七二四町	六一町	二六町	一町
米子	七八八	五四	二二	一一
岩美	三、二四四	一九〇	一〇一	一九
八頭	四、三七九	一七六	二二三	二六
氣高	四、二二一	二〇四	一三二	一三
東伯	八、二二二	四一五	二四六	一八
西伯	六、三九四	三八三	一九六	二〇
日野	三、五二八	一二七	一一四	一五
計	三一、五〇〇	六一〇	九六〇	二六〇

四 防除実施期間

二化めい虫 昭和二十八年六月一日から
 昭和二十八年九月三十日まで
 うんか類 同 年七月一日から
 同 年九月三十日まで
 どろおいむし 同 年六月二十日から
 同 年七月三十一日まで

五 防除実施要領

果病害虫防除推進要綱に基づいて設置された果病害虫防除本部、郡（市）病害虫防除班及び町村病害虫防除班の一貫した防除組織により防除を推進実施するものとする。

右組織の任務及び構成は次のとおり。
 (一) 果病害虫防除本部

(1) 構成機関
 果（関係各課、農業試験場）、果農業共済組合連合会、果経済農業協同組合連合会、果中央農業協

同組合連合会、農薬協会
 (二) 任 務

果の総合防除計画をたて、必要な薬剤及び器具の入手のあつ、旋若しくは配分又は防除の技術指導を行う。

(一) 郡（市）病害虫防除班
 (1) 構成機関

病害虫防除所、地方事務所、地区農業普及事務所、果農業共済組合連合会郡支部、果経済農業協同組合連合会郡支所

(二) 任 務

病害虫防除所が中心となり発生予察事業を行い、これに基づき地区内の防除計画をたて、町村病害虫防除班の技術指導に当るほか情報のしゆ、集及び伝達を行う。

又薬剤及び防除器具を整備して発生地区に貸与し或は、町村病害虫防除班に協力して機動的防除を

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
											槇	原	鱒	谷	中		槇	原	鱒	谷	口	
七一九ノ一	七一八	七二八	七二七	七一六	七一五	七一四ノ一	七一四ノ二	七一四	六八〇ノ一	六八〇ノ二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六七五ノ一	六七七	六七八ノ一	六七九	六七九次一	六七九次二
〃	畑	〃	〃	〃	〃	田	原	田	田	田	〃	畑	〃	〃	〃	〃	〃	原	畑	田	畑	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
											槇	原	鱒	谷	口		〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

並びに以上地区内における道路水路等の国有地全部
字界変更図其ノ五

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃						
											槇	原	鱒	谷	口		槇	原	鱒	谷	口						
六七四	六七三ノ一	六七三	六七二	六七二	六七二	六七〇ノ一	六七〇ノ二	六七〇	六六九ノ一	六六九ノ二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六六九ノ九	六六九ノ一〇	六六九ノ一	六六九ノ二	六六九ノ一	六六九ノ九					
田	畑	〃	〃	〃	〃	田	原	野	田	山	林	田	山	林	田	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					
											槇	原	鱒	谷	口		河	内	椀	谷							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃					

並びに以上地区内における道路水路等の国有地全部
字界変更図其ノ四

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

九六四 次五	九六五	九六六	九六六次一	九六七	九六七次一	九八五	九八六	九八六次一	九八七	九八九	九八九次一	九九〇	九九〇内第一	九九〇次一	九九〇次二	九九一
田	〃	〃	原野	〃	〃	田	〃	〃	〃	田	原野	田	〃	山林	原野	田

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

九六四 次一	九六四	九六三次一	九六三	九六二	九六二次一	九六一	九六一内一	九六〇	九六〇	九五九次二	九五九次一	九五九	九五八	九五七次三	九五七	九五六ノ二	七二〇ノ一
原野	田	原野	田	畑	原野	〃	〃	田	畑	原野	〃	畑	山林	田	原野	原野	原野

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

横原奥谷口

横原奥谷中

全筆

字界変更図其ノ五

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

五四六次一	五四五	五四三	五四二	五四一	五四〇	五三九	五三六	五三五	五三四ノ二	五三四ノ一	五三四	五三三	五三二	五三一	五三〇ノ次一	五三〇ノ二
原野	雜種地	〃	〃	〃	〃	〃	田	雜種地	原	畑	〃	原野	〃	田	畑	〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

字界変更図其ノ八

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

五三〇ノ一	五二九ノ二	五二九ノ一	五二八	五二七	五二六	五二五	一、一八四ノ二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	田	原野	〃	田	〃	山林	原野	田	山林	原野	田	原野	〃	〃	〃	〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

坂

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

全筆

〇二二

〇〇二歩
全筆

字界変更図其ノ八

並びに以上地区内における道
路、水路等の国有地全部

〃 〃 五四六ノ一 雑種地 〃 〃
 〃 高下 五五七 〃 〃
 〃 〃 〃 〃

並びに右地区内における道路水路等の国有地全部

教委規則

◆鳥取県教育委員会規則第五号
 青少年指導員設置規則をここに公布する。

昭和二十八年六月十九日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田 甚藏

青少年指導員設置規則

第一条 鳥取県教育委員会の事務局に青少年指導員を置く。
 第二条 青少年指導員は、上司の命を受け青少年団体に對し、その求めに應じ、事業計画の調整及び実施に關して協力援助し並びに青少年教育のために必要な専門的技術的指導助言を行う。
 第三条 青少年指導員の定員は六人とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一

日から適用する。

公安告示

◆鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通取締法第六条の規定により、次のとおり速度制限をする。

昭和二十八年六月十九日

鳥取県公安委員会

一、制限の場所

指定府県道米子境線西伯郡境町大字松ヶ枝町三一番地々先から西伯郡上道村一七九七番地々先に至る八〇〇メートルの間

二、制限速度

最高速度 毎時二十キロメートル

雑 報

昭和二十八年六月十九日

鳥取食糧事務所長 西山 義雄

町村の一部合併に伴う管轄区域の変更について

当所根雨支所江尾出張所の管轄区域及び名称を昭和二十八年六月一日から次のとおり変更した。

一 事務所の名称

新 旧

根雨支所江府出張所 根雨支所江尾出張所

二 管轄区域

新 江府町、日光村

旧 米沢村、日光村、神奈川村、江尾町

昭和二十八年六月十九日

鳥取食糧事務所長 西山 義雄

町村の一部合併に伴う管轄区域の変更について

当所郡家支所私都出張所外一出張所の管轄区域及び名称を昭和二十八年五月五日から次のとおり変更した。

一 事務所の名称

新 旧

郡家支所郡家出張所 郡家支所私都出張所

二 管轄区域

郡家出張所 上私都村、中私都村、郡家町の一部

船岡出張所 船岡町、郡家町の一部

昭和二十八年六月十九日

鳥取食糧事務所長 西山 義雄

出張所所在地変更について

当所鳥取支所面影出張所及び郡家支所丹比出張所の所在地を次のとおり変更した。

事務所所在地

鳥取支所面影出張所（昭和二十八年六月一日から）

新 鳥取県岩美郡面影村字雲山四一番地

旧 同 県同 郡同 村字雲山三九番地ノ一
郡家支所丹比出張所(昭和二十八年五月二十三日か

ら)

新 鳥取県八頭郡丹比村字北山五七番地ノ一
旧 鳥取県八頭郡丹比村字北山七二番地

昭和四十二年六月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町

取

印

鳥取県
所